

4. 簡易プロフィール評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国・地域又は類似地域	キルギス／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。
本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

キルギス共和国（以下、「キルギス」）の農業は、対 GDP 比 17.1% 及び輸出額の約 20.4%（約 20,779 百万ソム）（約 3 億 USD）を占め、労働人口の 3 割以上が従事している主要産業のひとつである。そのうち畜産業は農業生産額の約 49%を占め、特に乳・乳製品は主要産品として、今後ユーラシア経済連合（以下、「EEU」）域内への輸出拡大が期待されている。

キルギスは、2015 年 8 月に EEU の加盟国となり EEU 下の様々な制度を順守しなければならず、乳製品の品質や製造プロセスの安全性についても EEU が定める基準を満たす必要がある。しかしながら、現状ではそれらの基準を十分に満たすことができず、乳・乳製品の品質及び安全性確保とそのため検査体制の整備が急務となっている。そこで、キルギス政府からの要請を受け、JICA は「乳・乳製品の品質及び安全性検査マスタープラン（以下、「M/P」）」プロジェクトを実施し、家畜衛生、家畜飼養管理、搾乳衛生、食品検査、食品衛生及び食品規制の課題に対し、5つの優先プロジェクトを選定した（2015 年 8 月～2017 年 1 月）。この同 M/P の結果を受け、キルギス政府は、国内で最大の生乳生産地

であるチュイ州（国内生産の約 25% 占有、2014 年度）において、5 つの優先プロジェクトのうち、搾乳衛生を含む生乳生産・流通工程の衛生向上を目的とする本事業を最優先すべき協力として要請した。

本事業は、チュイ州内の対象地域において、EEU の衛生基準を満たす生乳生産及び市場流通システム運用が実証され、そのシステムがキルギス政府に酪農振興政策として承認されることを図り、もってチュイ州において EEU の市場要求を満たす生乳生産の増加を通じて乳製品の輸出促進に寄与するものであり、2017 年 7 月から 5 年間の予定で実施されている。

2020 年 2 月の中間レビューをもとに、公的機関のモデル農場ではなく民間中核農家の農場を活用して乳牛飼養・衛生管理技術、生乳生産・管理技術の技術移転を行う方針に変更し PDM を改訂した。現在、3 名の（長期）専門家(チーフアドバイザー/連携・政策/制度支援、生乳検査流通管理、家畜飼養)を派遣中である。

今回実施する終了時評価調査は、2022 年 6 月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2021 年 12 月下旬～2022 年 1 月上旬）

- ① 既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 6 基準ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト

専門家、C/P 機関、その他キルギス側関係機関、他ドナー等) に対する質問票 (英文) を提案する。

④ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2022 年 1 月上旬～2022 年 1 月下旬)

- ① JICA キルギス事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本調査の評価手法について説明を行う。
- ③ キルギス側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績 (投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びキルギス側 C/P 等とともに評価 6 基準の観点から評価を行い、評価報告書 (案) (英文) の取りまとめに協力する。
- ⑥ 調査結果や他団員及びキルギス側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案 (和文・英文) の取りまとめに協力する。
- ⑦ 評価報告書 (案) に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
- ⑧ 協議議事録 (M/M) (英文) の作成に協力する。
- ⑨ 現地調査結果の JICA キルギス事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間 (2022 年 2 月上旬～2022 年 2 月中旬)

- ① 評価調査結果要約表 (案) (和文・英文) を提案する。
- ② 帰国報告会に出席する。
- ③ 担当分野の終了時評価調査報告書 (案) (和文) を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書 (案) を含めた全体の取りまとめに協力する。。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2022 年 2 月 14 日(月)までに提出。

次の①～③を電子データにて提出すること。

- ① 評価報告書（英文）
- ② 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）
- ③ 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒ソウル⇒アルマティ⇒ビシュケク⇒アルマティ⇒ソウル⇒日本を標準とします。
見積時点で渡航可能な現実的な経路で計上して下さい。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
現地業務期間は 2022 年 1 月 9 日～1 月 30 日を予定しています。
本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。
 - ② 現地での業務体制
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
 - ア) 総括（JICA）
 - イ) 協力企画（JICA）
 - ウ) 生乳流通（JICA）
 - エ) 評価分析（本コンサルタント）
 - ③ 便宜供与内容
JICA キルギス事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。
 - ア) 空港送迎：あり

- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上：英語⇄露語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム（TEL:03-5226-8451）にて配付します。

- ・ PDM（最新版）

- ② 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ キルギス共和国 チュイ州市場志向型生乳生産プロジェクト中間レビュー調査報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000043265.html>

本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（[e-propo@jica.go.jp](mailto:propo@jica.go.jp)）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

- イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル：「配付依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案

を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA キルギス事務所及び在キルギス日本国大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上